

参議院選挙における合区の解消に関する決議

参議院は、創設時から一貫して「都道府県」単位の代表が選出されることで、地方の声を国政に届けるとともに、我が国における戦後の民主主義の発展に重要な役割を果たしてきた。

平成28年7月に実施された参議院における憲政史上初の「合区選挙」では、投票率の著しい低下など、様々な弊害が顕在化し、特に、自らを代表する議員を選出できなかった県民からは、大きな失望の声が上がり、国民の参政権にも大きく影響を及ぼす事態を引き起こした。

また、合区制度は、合区した二つの県の間で利害が対立する問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映することが困難になることが指摘されているほか、今後、少子化による人口減少や大都市部への一極集中等が更に進めば、合区制度の固定化や対象地域の拡大が懸念される。

まさに、合区制度は、現在の合区4県のみならず、全国的な課題として、我が国の民主主義の根幹を揺るがす重大な問題となり得る。

我々は、これまで、地方六団体合同による「合区の早期解消促進大会」を開催するなど、地方の切実な思いを、国に対して繰り返し訴え、平成30年7月18日に成立した改正公職選挙法では「都道府県単位の代表が選出され得る」緊急避難措置が講じられたものの、合区の解消には至っていない。

このような中、去る7月21日に2度目となる合区選挙が実施され、徳島県が全国最低の投票率38.59%を記録するとともに、前回最下位だった高知県を除き、鳥取県、島根県、徳島県の3県では過去最低の投票率を更新する結果を招くなど、合区を起因とした弊害はさらに深刻度を増している。

令和の新たな時代を迎え、地方の多様な意見が国政でしっかりと反映されるよう、引き続き、最高裁の判例を踏まえ、十分な国民的議論のもとでの憲法改正等の抜本的な対応により、「合区の確実な解消」を強く求めるものである。

なお、一部反対意見（大阪府）及び賛同できない旨の意見（愛知県）があったことを申し添える。

令和元年7月24日

全国知事会